

第2部

文教・科学技術施策の動向と展開

※第2部は、平成22年度における文部科学行政の動きについて記述しているが、一部についてはおおむね平成23年7月頃までの動き、統計資料に基づき記述している。

第1章

生涯学習社会の実現と 教育政策の総合的推進

熟議～現場の課題解決と教育政策形成の好循環へ～

文部科学省では平成22年4月より、熟議を通じた教育政策・現場づくりを推進しています。熟議とは、多くの当事者による「熟慮」と「議論」を重ねながら課題解決・政策形成をしていくことであり、具体的には、①多くの当事者(保護者、教員、地域住民等)が集まる、②課題について学習・熟慮し議論をする、③互いの立場や果たすべき役割への理解が深まる、④解決策が洗練される、⑤個々人が納得して自分の役割を果たすようになる、というプロセスのことをいいます。

熟議の取組は、「文科省政策創造エンジン 熟議カケアイ」(<http://jukugi.mext.go.jp/>)サイト上で行う熟議(「ネット熟議」)と、関係当事者が集い対面で行う熟議(「リアル熟議」)を組み合わせで展開しています。

ネット熟議の展開



平成22年度末までに約20テーマ実施され、全国47都道府県・海外から2,400人超が参加し、1万4,000件超の対話・意見表明がなされてきました。「教員の資質向上」に関する熟議では、「文部科学省への提案書」がサイト参加者により主体的に取りまとめられ、文部科学副大臣に対して直接手交されたとともに、中央教育審議会にも報告され、審議の材料として活用されています。(写真中・右参照)

リアル熟議の展開



平成22年度末までに北海道から沖縄まで全国各地で約100回開催されており、教育委員会や学校運営協議会の運営の仕組みとして取り入れられる事例のほか、政令指定都市の中期計画に組み込まれる施策、地域を巻き込んだ市民自らの手による学校づくり・まちづくり等に繋がる事例も生まれています。文部科学省では、全国にリアル熟議の実施を呼びかけ、「熟議カケアイ」サイトへの告知掲載や参考資料の提供等、積極的に支援しています。

また、新学習指導要領のもと、特別活動で子どもたちが話し合いと実践を通してよりよい学級や学校生活を創る取組を、「子ども熟議」として事例とともに紹介するパンフレットも作成しました。(写真右)

第1章 総論

生涯学習とは、家庭教育や学校教育、社会教育、個人の自学自習など、人々が生涯にわたって取り組む学習のことを指します。生涯学習の理念については、「教育基本法」第3条においても、「国民一人一人が、自己の人格を磨き、豊かな人生を送ることができるよう、その生涯にわたって、あらゆる機会に、あらゆる場所において学習することができ、その成果を適切に生かすことのできる社会の実現が図られなければならない」と明記されています。文部科学省では、“誰もがいつでもどこでも”学習することができ、また、学習成果を生かすことのできる社会である、「生涯学習社会」の実現を目指し、生涯学習の振興のための施策に取り組んでいます。

特に近年、産業・雇用構造の変化やグローバル化・情報化などが急速に進む中で、国民一人一人が、自ら課題を見つけて考える力や柔軟な思考力、身に付けた知識や技能を活用して課題を解決する力や他者との関係を築く力といった、“総合的な「知」”を育み、社会の変化に対応していくことが求められています。

また、平成22年は、「無縁社会」が流行語トップテンに選ばれ、高齢者の「孤独死」問題が顕在化するなど、地域の「^{きずな}絆」の再構築が日本社会の大きな課題として改めて認識された年でもありました。地域の「絆」の再構築のためには、行政だけでなく、地域住民や企業、NPOなど多様な主体が協力し合うことが不可欠であり、そうした観点からも、前述のような、総合的な「知」の充実が必要とされています。

このような“総合的な「知」”は、学校だけでなく、生涯を通じて様々な場面で学ぶ中で育まれるものです。“学び”は、一人一人が充実した人生を切り拓く源泉であるとともに、社会の変化や課題に対応し、活力ある社会経済を築く鍵であり、「生涯学習社会」の実現の必要性はますます高まっていると言えます。

本章では、このような生涯学習社会の実現に向けて、文部科学省が講じた諸施策についてご紹介します。

第1節 教育政策の総合的推進

1 教育基本法と教育振興基本計画

「教育基本法」は、我が国の教育の根本的な理念や原則を定めるもので、全ての教育関係法令の根本法ともいえるべき法律です。平成18年の改正では、科学技術の進歩、情報化、国際化、少子高齢化、家族形態の変容などの今日的な課題を踏まえて、教育の基本理念が明示されました。

この理念の実現に向けて、同法第17条第1項に基づき、政府の教育に関する総合的な計画として策定されたものが「教育振興基本計画」です。策定後10年間を通じて目指すべき教育の姿を明らかにするとともに、策定後5年間(平成20年度～24年度)に取り組むべき施策を総合的・計画的に推進するための具体的施策が示されています。

地方においても国の計画を参考にして、それぞれの地域の実情に応じた計画の策定に努めることになっています。平成23年4月1日現在、54の都道府県・政令指定都市で計画が策定されています。

なお、現行計画は、おおむね3年を経過しており、現在、第2期計画の策定に向けて中央教育審議会教育振興基本計画部会において審議が行われています。

2 教育政策の今後の展開

資源の乏しい我が国においては、人材こそが成長を牽引する貴重な資源であり、持続可能な社会を築き上げていくためには、その土台となる厚い人材層を形成していくことが必要です。少子高齢社会が進展し、活力が失われつつあるのではないかと懸念も指摘されるなか、我が国が自信と活力を取り戻すためには、一人一人が生涯を通じて自己を磨き、高め、そして、社会に貢献していくことが重要です。そのため、文部科学省では、以下のような施策に取り組みます。

(1) 教育費負担の軽減

厳しい経済状況が続く中、経済格差が教育格差につながることや、その教育格差が学力や進路に影響し、更なる経済格差を再生産するといった、格差の固定化が起こることが懸念されます。全ての意志ある者が安心して希望する教育を受け、自らの能力を高める機会を確保することは社会全体の責務であり、その経済的負担は本人や家庭だけではなく社会全体として支え合うことが必要です。

このような考えの下、公立高校の授業料無償制及び高等学校等就学支援金を今後も引き続き実施するとともに、大学の授業料等減免や奨学金の充実などを行っていきます。

(2) 学校の教育力の向上

平成23年4月より小学校の新学習指導要領が全面実施された中で、教員が子ども一人一人に向き合う時間を確保し、子どもたちの個性に応じたきめ細かで質の高い教育を行うことができるよう、公立の小学校1年生で35人以下学級を実現するなどの少人数学級の推進、教員の資質能力の総合的な向上方策に関する検討を進めています。

また、情報通信技術を効果的に活用した指導方法・学習方法の発展・改善やそれを支える学習環境づくりなど教育の情報化の推進、自然体験学習や社会体験学習、読書活動、地域に根ざした道德教育、外国語教育等の充実、コミュニケーション能力の育成に取り組んでいます。

さらに、学校施設の安全性を確保するため、積極的に耐震化に取り組んでいます。

(3) 世界をリードする大学の実現

大学が我が国の将来や世界、そして地域に貢献する機能を充実していくため、学生の学力や就業力の育成など社会の期待に応える大学教育の推進やイノベーションの創造に貢献し世界をリードする大学院の形成・強化などに取り組めます。また、社会人がいつでも大学で学び、その成果を社会で活かせる環境づくりや、大学の人材育成や研究成果の活用による地域産業の活性化についても支援するとともに、喫緊の課題である医師不足解消のための医学部の入学定員の増員や優れた医療人の養成、地域医療に貢献する大学病院の充実を行います。さらに、大学間の国際交流や留学生の受入れ・派遣の拡充などに取り組み、今後の東アジア交流やアジア太平洋協力を支える人材の育成と域内の共通課題の解決に長期的視野を持って貢献していきます。

(4) 若者の就職支援とキャリア教育・職業教育の充実

厳しい経済状況の中で、新卒者の就職状況は極めて深刻となっています。雇用の問題は、経済界、労働界、教育界が一体となって取り組むことが重要であり、関係省庁と連携しながら新卒者等の就職支援に取り組んでいます。

一方、若者の早期離職や若年無業者の存在など、学校から社会・職業への移行に課題があります。このため幼児期から高等教育に至るまで体系的なキャリア教育・職業教育を推進し、社会人・職業人として必要な能力を身につけ、勤労観・職業観を確立した人材の育成に取り組んでいます。

(5) 新しい公共の実現

「新しい公共」とは「支え合いと活気のある社会」をつくるため、国民、企業やNPO等の事業体など、様々な当事者たちが自発的に協働する場です。特に学校・家庭・地域の連携による学校づくりやスポーツ、文化分野は、「新しい公共」が発展する重要な活動の場となります。文部科学省では、学校教育・社会教育を通じた担い手の育成や、学習・活動の場の確保、学校・地域等の関係者・機関間のネットワーク化など、各分野において「新しい公共」による活動を支えるための取組を推進します。

第2節

地域の教育力の向上と社会教育の振興

1 地域の教育力の向上に向けた取組

(1) 地域の教育力の向上

人々の学習に対する需要が高まり、その内容がますます多様化・高度化する中で、社会教育は、その重要性を一層増しています。教育基本法の改正を受け、平成20年6月に社会教育法等の一部改正が行われ、社会教育施設の運営能力の向上や、専門職員の資質向上を図るための規定などが定められました。

また、平成18年12月22日に公布・施行された教育基本法第13条において、「学校・家庭・地域住民等の相互の連携協力」が新たに規定されました。近年、社会がますます複雑化・多様化し、子どもを取り巻く環境も大きく変化する中で、子どもたちを健やかに育むためには、学校・家庭・地域が連携協力して、社会全体で教育に取り組むことが一層重要となっています。

(2) 地域全体で子どもを育む環境づくりの支援

文部科学省では、地域ぐるみで子どもを育てる体制を整えていくため、平成19年度より、保護者や地域住民の皆さんなどの協力を得て、放課後や週末などに子どもたちに学習や様々な体験・交流活動

等の機会を提供する「放課後子ども教室」を、留守家庭児童を対象とする厚生労働省の「放課後児童クラブ」と連携した総合的な放課後対策「放課後子どもプラン」として推進しています。さらに、平成20年度からは地域住民がボランティアとして、授業や部活動の支援、環境整備、安全パトロール、学校行事の支援など学校の教育活動を支援する仕組みである「学校支援地域本部」の設置を推進するなど、様々な取組を進めています。

平成22年度現在、「放課後子ども教室」は全国9,280ヵ所、「学校支援地域本部」は全国2,540本部で実施されています。

これらの活動は、地域の様々な方々の参画・協力を得て実施されており、学校と地域との連絡・調整や活動の企画などを行うコーディネーターや、授業や教員の補助、学校環境の整備など学校が必要とする支援を行う学校支援ボランティア、放課後などに子どもたちの見守りや安全管理を行う安全管理員、宿題や学習をサポートする学習アドバイザーなどとして、保護者を含む地域住民やPTA関係者、退職教員、大学生、青少年・社会教育団体関係者、NPO、企業関係者など、地域社会全体の協働・連携により地域の実情に応じた様々な取組が進められています。

「学校支援地域本部」や「放課後子ども教室」などの活動を通じて、授業時間や放課後、週末等に地域の方々が子どもたちとふれあうことは、子どもたちを健やかに育むための教育活動の場を提供するだけでなく、地域の方々にとっても、活動に参加することで新たに学び、これまでの知見や経験したことを活用、実践する機会にもなり、これらの活動は、地域の方々の生涯学習の場、成果の活用としての効果も期待されます。

平成21年度より、「放課後子ども教室」や「学校支援地域本部」の取組については、地方自治体が選択して実施する取組を支援する、統合補助事業「学校・家庭・地域の連携協力推進事業」の中のメニューの一つとして推進してきました。

平成23年度からは、学校の授業や放課後といった時間や活動別の取組を個別に支援するだけでなく、子どもたちの教育をトータルに支援していくため、「学校支援地域本部」や「放課後子ども教室」、「家庭教育支援」などの取組を統合した「学校・家庭・地域の連携による教育支援活動促進事業」を創設し、これらの取組を一体的に実施することも可能とすることとしています。これは、これまでの「放課後子ども教室」や「学校支援地域本部」などの活動を、広く子どもの教育を支援する教育支援活動として捉えて、更に総合的に推進していくというものです。

これらの取組における活動を継続的に実施し、地域に根付いたものとして更なる充実を図るためには、これまで以上に多くの地域の方々の参画・協力が不可欠です。

地域の方々の更なる参画と、充実した教育支援活動体制の構築により、広く全国で地域ぐるみによる子どもたちの教育支援活動の取組が実施されるよう、これからも支援を行っていきます。

学校・家庭・地域の連携協力の推進について ～より一層の連携協力を深めるために～(青森県七戸町)

青森県七戸町では、「学校は地域に支えられている」という視点、さらに「学校は地域の方々にどんな貢献ができるか?」という視点に立って「学校支援地域本部」や「放課後子ども教室」などの取組を推進しています。

「学校支援地域本部」の具体的な活動としては、地域の図書ボランティアの方々が中心となり、保護者と一緒に本の整理や修理、図書室の飾り付け等の環境整備活動を自主的に行ったり、ミシンや水泳、スキーの学習の際に地域の方が支援したりしています。

それらの活動を通して、参加した地域住民の方は、自分の技能や技術を生かす機会が増えるとともに、子どもたちは、よりきめ細やかな指導を受けられるようになりました。さらに、保護者の方にとっては地域によって



中学校図書室での図書の修理の様子



怪我の手当てなど水泳学習のサポートの様子

自分の子どもが育てられていると実感し、自分自身が地域住民の一員として果たすべき役割について考えるきっかけになっているようです。

また、校内の草取りや樹木の剪定などの環境整備や、「放課後子ども教室」における子どもたちへのグラウンド・ゴルフの指導などには、地域の婦人会や老人クラブなどに協力してもらい、子どもたちの学習環境・体験活動を豊かなものとすると同時に、地域の方々の生きがいがづくりにつながっています。

孫や子どもたちの姿が見え、ふれあえる学校での活動は、地域住民の社会参加の動機付けとなり、「地域で子どもたちを育ていこう」とする気運も高めています。



連合婦人会の方々による校内の除草作業の様子

2 社会教育の充実・活性化

(1) 人々の学習活動を支援する専門的職員の充実

①専門的職員の現状

社会教育における専門的職員として、教育委員会に置かれている社会教育主事や、各社会教育施設に置かれている公民館主事、司書(図書館)、学芸員(博物館)、更には社会教育委員、社会教育指導員などが挙げられます。特に、社会教育主事は、都道府県および市町村の社会教育行政の中核として、地域の社会教育行政の企画・実施や専門的技術的な助言と指導に当たることを通じて、人々の自発的な学習活動を援助する役割を果たしています。また、近年では、社会教育関係者や地域の人材などの連携の調整を行うコーディネーターとしての役割も求められています。

②専門的職員の養成と研修など

文部科学省では、現職の社会教育主事、司書、学芸員などに対して、地域における社会教育に関する課題や地域のニーズに対応した実践的な研修を実施することにより、専門的職員としての資質の向上に努めています。また、社会の要請や、地域住民の高度化・多様化する学習ニーズに対応できる社会教育主事や司書を養成するため、大学などに委嘱し、資格を付与する社会教育主事講習や

司書講習を実施しています。

平成20年6月の社会教育法等の改正において、地方公共団体が社会教育関係団体に補助金を交付する際に事前に意見を聴取すべき機関について、社会教育委員を置いていない場合は、社会教育に関する補助金の交付について調査審議する審議会などに代えることができることとする改正が行われました。しかし、本条の改正後も社会教育委員の役割の重要性は変わりません。文部科学省では、引き続き各地方公共団体において、社会教育に関する諸計画の立案や青少年教育に関する助言、指導など社会教育委員の積極的な活動が展開されるよう、必要な情報提供等に努めていきます。

(2) 地域の学習拠点の整備・形成・運営

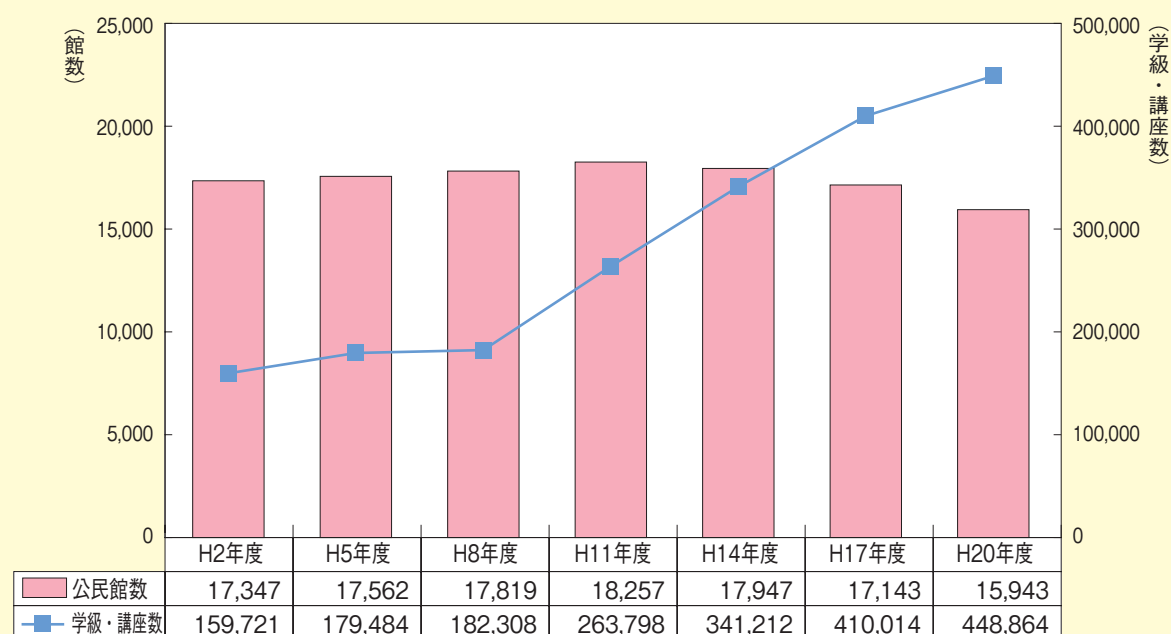
①公民館

公民館は、地域住民にとって最も身近な学習拠点であるだけでなく、交流の場として重要な役割を果たしています。平成20年10月現在、公民館は全国に1万5,943館設置され、住民の学習ニーズや地域の実情に応じた学級・講座の開設など様々な学習機会の提供を行っています(図表2-1-1, 図表2-1-2)。

また、平成20年7月に策定された「教育振興基本計画」では、公民館をはじめとする社会教育施設について「地域が抱える様々な教育課題への対応や社会の要請が高い分野の学習など地域における学習の拠点、さらには人づくり・まちづくりの拠点として機能するよう促す」こととされており、関係機関や団体とのネットワークを構築しながら、新たな課題やニーズに応じた活動を展開し、地域の拠点としての役割をより一層果たすことが公民館に期待されています。

文部科学省では、関係省庁と連携した講師派遣の取組や社会の要請が高い学習機会の提供の推進、公民館職員の資質向上を図るための研修の実施などに取り組むことを通じ、公民館活動の充実に努めています。

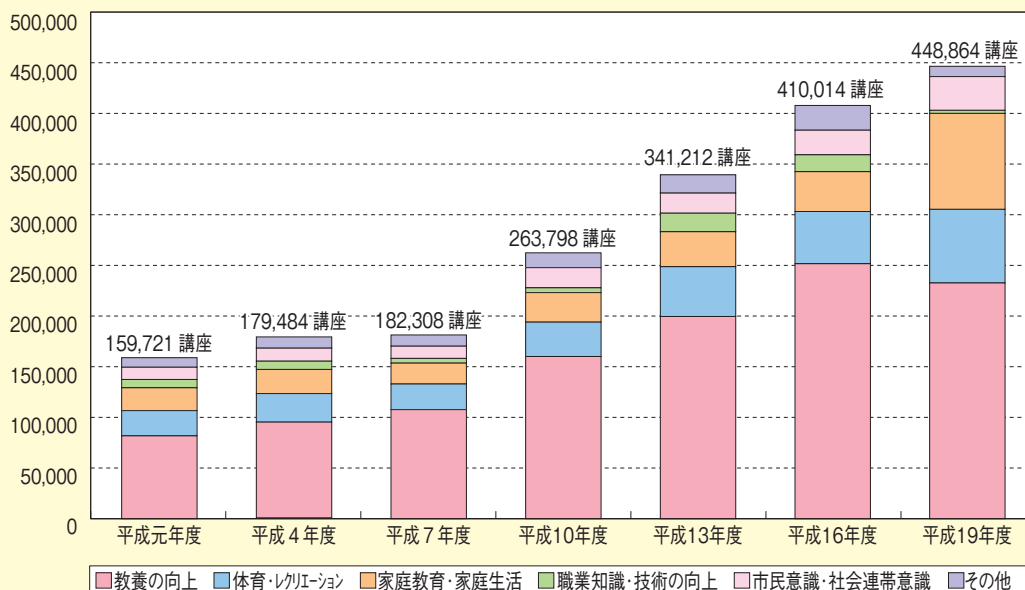
図表2-1-1 公民館数等の推移



(注) 学級・講座数については、調査年度の前年度の数である。

(出典) 文部科学省「社会教育調査」

図表2-1-2 学級・講座数の実施状況



(出典) 文部科学省「社会教育調査」

Column No. 24

公民館と学校が協働した「里山づくり」 (愛媛県松山市久米公民館)

地域課題となっていた放置みかん園を、公民館が借り受けて、自然との触れ合いや農業体験の場、自然と人が共生する場にするため「里山づくり」に挑んでいます。その里山で実施する小学4年生の「里山キャンプ」は、当初20名から始まりましたが、今では200名以上も参加しています。大人だけでなく中学生・大学生もボランティアとして参画する地域教育力の集大成事業となりました。また、小学6年生は卒業記念品として「埴輪^{はにわ}」をつくり、里山を飾り付けています。現在600体です。今後も毎年100体ずつ増やしていく予定です。



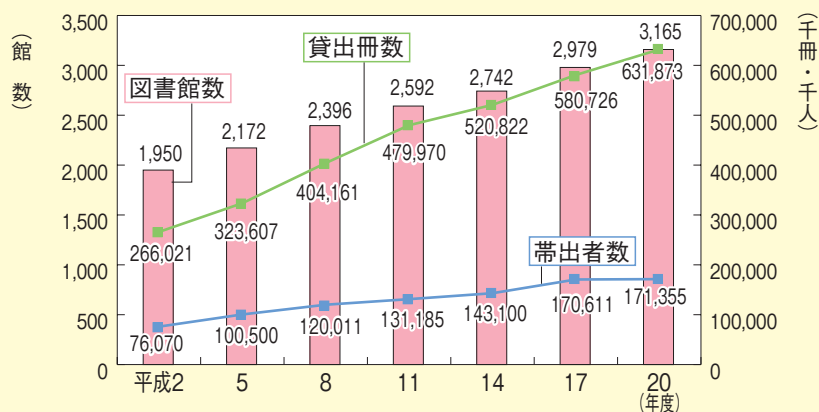
里山でいたけの植菌をする様子

さらに、小学校の各学年の授業カリキュラムに、里山が組み込まれました。「かぶとむし」, 「さつまいも」, 「みかん」等々、発信される自然の言霊に、子どもたちの心が躍り、笑い声が響いています。それが公民館と学校の協働を支えており、持続性のある実践活動となっています。

②図書館

図書館は、住民の身近にあって人々の学習に必要な図書や様々な情報を収集・整理・提供する社会教育施設です。平成20年10月現在の図書館数は、公立図書館が3,140館、私立図書館が25館となっており、図書館数、図書の貸出冊数、利用者数は、近年着実な伸びを示しています(図表2-1-3)。

図表2-1-3 図書館数と貸出冊数などの推移



(注) 図書館については、平成20年度から、都道府県・市町村首長部局所管の「図書館同種施設」を含む。

貸出冊数、帯出者数については、調査年度の前年度の数である。

(出典) 文部科学省「社会教育調査」

平成20年6月の図書館法改正を受けて、文部科学省では、司書資格取得のために大学において履修すべき図書館に関する科目について図書館法施行規則の改正を行い、24年4月に施行されることとなっています。この改正では、図書館を支える司書が、地域社会の課題や人々の情報要求に対して的確に対応し、より実践力を備えた質の高い人材として育成されるよう、大学などにおける司書養成課程及び司書講習における養成課程の改善・充実を図ることとしています。また、図書館職員の資質向上に向けて、新任の図書館長を対象とした研修や中堅の司書を対象とした研修の充実に努めています。

さらに、図書館法改正により、「公立図書館の設置及び運営上の望ましい基準」(平成13年告示第132号)(現行基準)の対象が私立図書館に拡大されたほか、図書館の運営状況に関する評価及び改善並びに地域住民等に対する情報提供に努めることが新たに盛り込まれました。また、現行基準の施行から9年が経過し、その間の社会の変化に対応する必要があることから、協力者会議での議論を踏まえ、図書館の設置及び運営上の望ましい基準の改正作業を進めるなど、図書館振興施策の充実に取り組んでいます。

サッカーと読書 ～「川崎フロンターレと本を読もう！」事業から～

川崎市では平成12年より「読書のまち・かわさき」を掲げ、様々な事業を行ってきました。その一つとして平成21年度よりサッカーJ1チーム川崎フロンターレや市のシティセールス、スポーツ、学校教育、社会教育の担当部署と協働し「川崎フロンターレと本を読もう！」事業を進めてきました。

22年度は前年に引き続き、

- ・選手の推薦本の冊子『キックオフ！“読書のまち・かわさき”vol.2』（B6版8P）
- ・ポスター・しおりの発行と配布
- ・選手が絵本や紙芝居の読み聞かせをするおはなし会を学校や図書館で開催
- ・フロンターレの試合に合わせ、競技場で冊子・しおりの配布
- ・図書館のリサイクル本の無料配布
- ・紙芝居「フロンタくとワルンタくん 対決！闘将カーン」の上演

などを行いました。紙芝居は、この事業のワーキングメンバー達が脚本から考えたオリジナル作品で、内容はフロンターレのマスコット達が図書館の楽しさ

や決まりをクイズを交えて紹介するというものです。これは図書館で借りることができ利用されています。初年度の冊子と平成22年度の紙芝居は市のイメージアップ認定事業にもなりました。

サッカーと読書という組み合わせは、読書にあまり関心のなかった中高生へのアピールにもなりました。またサッカーをキーワードに他都市の図書館と交流し相互の地域情報発信のきっかけともなっています。



小学校での選手による読み聞かせ



フロンターレブックリスト
表紙

③博物館

博物館は、資料収集・保存、調査研究、展示、教育普及などの活動を一体的に行う施設であり、平成20年10月現在、登録博物館が907館、博物館相当施設341館、博物館と類似の事業を行う施設が4,527館設置されています。

文部科学省では、博物館職員の意識向上を図るための倫理規程に関する調査研究や登録博物館の現状についての調査研究を実施しています。地域の教育力の向上や、博物館職員の資質向上を目的として、博物館長や中堅の学芸員を対象とした専門的な研修を実施するとともに、学芸員を外国の博物館に派遣し、その成果を全国に普及することなどにより、博物館振興施策の充実に取り組んでいます。

また、現行の「公立博物館の望ましい基準」の施行以降、博物館を取り巻く環境が大きく変化したことや平成20年6月に博物館法が改正されたことから、平成22年度に、関係者からの意見も聞きつつ「公立博物館の望ましい基準」の報告書を取りまとめ、これを受けて基準の改正を検討しました。

さらに、博物館を支える学芸員が、質の高い人材として育成されるよう、大学などにおける学芸員養成課程などの改善・充実を図るとともに、研修の充実に努めています。

博物館を支える学芸員が人々の生涯学習の支援を含め博物館に期待されている諸機能を強化し、国際的にも遜色ない高い専門性と実践力を備えた質の高い人材として育成されるよう、大学等における学芸員養成課程における養成科目の改善・充実を図るため平成21年4月に博物館施行規則の一部を改正したところであり、平成24年4月に施行されることとなっています。

岐阜県「地域発! ふるさと学習」研究協議会について

岐阜県博物館は、「県民がふるさとの自然を愛し、文化の継承と発展に寄与できるように支援する」という使命を果たそうと、「ふるさとの担い手」意識が無理なく高まる社会教育のモデルづくりに努めてきました。そして試行錯誤の結果、学校教育の技法を社会教育に応用し、様々な学習素材を効果的に構成・配列して、活動にストーリー性をもたせると良いことが分かりました。やがて「このような仕組みを広く普及するには、身近な地域の未来を担う次世代の育成に対する大人の参画意識を向上することが必要であり、それは地域の教育力強化にもつながる」と気付きました。そこで、22年度、県内3地区の団体と研究協議会を組織して「大人の参画意識は何が効き目となって変容するのか?」を探究実践研究を行い、「地域の宝を活かす」「地域の人や主催者の深い思いが伝わる」「活動が楽しい」ことが重要だと明らかにしました。今後この研究成果をふまえ、新しい仕組みを全県的に拡大していきたいと考えています。



多様な関係者が「熟議」をして開発した社会教育プログラムに参加し、地元の阿寺断層をガイドできるようになった中学生（岐阜県中津川市）

国立科学博物館では、自然史、科学技術史に関する調査研究、標本資料の収集・保管とその継承を進めるとともに、調査研究の成果や標本資料を生かして展示や学習支援活動を実施しています。展示活動においては、平成22年は国連が定める国際生物多様性年であることを踏まえ、生物多様性の意義や重要性について理解を図るため「かはく生物多様性シリーズ2010」として、5回に分けて関連する特別展や企画展などを開催しました。また、学習支援活動においては、様々な講座・観察会を実施するとともに、小・中・高等学校・大学等との連携・協力にも力を入れており、博物館と学校の特色を生かした体験学習プログラムの開発・普及などや学生のサイエンスコミュニケーション能力の育成に努めています。

(3) PTA 及び青少年教育団体の実施する共済事業

PTA や青少年教育団体は、従来、その主催する活動中のけがや、学校管理下におけるけがなどについて、見舞金を支給する事業を行っていましたが、平成17年に保険業法が改正され、従来の事業の実施方法では、その継続が困難となっていました。このような状況を踏まえ、22年の第174回国会において、議員立法としてPTA・青少年教育団体共済法が成立し、23年1月1日にPTA・青少年教育団体共済法施行令及びPTA・青少年教育団体共済法施行規則等とともに施行されました。

これにより、PTA や青少年教育団体が、行政庁の認可を受け、本法に基づいて共済事業を行うことができるようになりました。

今後、文部科学省では、本制度に基づいて、各関係団体が円滑に共済事業を実施することができるよう、行政庁である都道府県教育委員会及び各関係団体へ必要な支援などを行っていきます。